

陳情第22号

在日米軍駐留経費の増額反対に関する決議について

令和2年1月6日受理

「増税や社会保障費の負担に苦しむ私たちをよそに、日本は米軍の経費を負担し続けてきた。」これは、昨年12月に発売の女性週刊誌に掲載された、アメリカ・トランプ政権が日本に在日米軍駐留経費の日本側負担、いわゆる思いやり予算の年間80億ドル（約8,640億円）への増額要求に関する記事の冒頭のくだりです。その内容としては、私たちの税金が充てられている巨額の在日米軍への思いやり予算によって、基地内のプール、ゴルフ場のほか、寝室が4つもある豪邸の建設がされているといったことが書かれています。また、記事には基地経済が専門の沖縄国際大学大学院教授、前泊博盛氏の米軍への経費負担と日本の利益などに関する見解も掲載されており、これを読む限り、増額に反対しなければならない現状にあるものと考えます。今後の日本を考えると、こういった思いやり予算を支出するよりも、究極のクリーンエネルギーの実現や地産地消の水素社会を目指すといった予算を重視すべきです。

つきましては、秋田市議会として、在日米軍駐留経費の増額反対に関する決議をしてくださるよう陳情します。

最低賃金の改善と全国一律最低賃金制度の創設等に関する意見書の提出について

令和2年1月20日受理

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京都は時給1,013円、秋田県を含む15県は790円です。これでは毎日フルタイムで働いても月11万円～14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活はできません。しかも、時給で223円にまで広がった地域間格差によって、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。今、全国の多くの自治体が人口減少に苦しんでいます。地域経済を再生させる上で、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、必要不可欠な経済対策です。私たちは、最低賃金法を改正し全国一律最低賃金制度の創設を求めます。さらに、今すぐ全国で時給1,000円以上を実現するとともに、時給1,500円を実現することも求めています。そうなれば、1日8時間働けば人間らしく生活ができる社会、時代を担う若者たちが自立できる社会が展望できます。世界の主要国では全国一律の最低賃金が当たり前です。米国では、ニューヨーク州、カリフォルニア州などで最低賃金が時給15ドルへ引き上げられ、低賃金で働く人々の収入改善につながっています。

今、日本でも全国知事会が地域間格差の解消を求め、秋田県を初め多くの議会が意見書を提出しています。また、弁護士会や多くの政党が最低賃金の引き上げ、地域間格差の是正を求めており、日本の最低賃金の抜本的な改善を求める世論が広がっています。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～25万円の収入が必要との結果となり、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後が必要となります。

最低賃金を引き上げるためには、中小企業・小規模事業所への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請企業への単価削減・賃下げが押しつけられないよう指導し、適正な契約で労働者が生活できるために賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引き上げることで中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができます。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が求められています。

労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしていま

す。

つきましては、最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくして、中小企業・小規模事業所に対する支援策の拡充を実現するため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情します。

記

- 1 すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度を創設すること。
- 3 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

秋田県内の公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する
条例の制定反対に関する意見書の提出について

令和2年2月4日受理

2019年秋の臨時国会において、都道府県などの条例によって、公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入するための、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が可決されました。

労働基準法に定められた1年単位の変形労働時間制は、業務の繁忙のある職場において、1年間で平均すれば週40時間以内となることを条件に、繁忙期における所定の勤務時間を1日10時間まで延長することを認める制度であり、時間外勤務が恒常的に生じている職場には導入できないとされています。

2018年の厚生労働省の調査によれば、全校種の教職員の1日の勤務時間の平均は11時間17分です。このように恒常的に時間外勤務が生じている学校職場にこの制度を導入することは、時間外勤務の実態を覆い隠し、緊急・最重要の課題である長時間過密労働の解消に逆行するものです。それどころか、所定の勤務時間が延びることによって、8時間労働の原則が壊されてしまうことは、教職員の命と健康にかかわる重大な問題です。ゆとりを持って子供と向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことが一層困難となり、行き届いた教育を進めることが難しくされてしまいます。

政府は国会審議の中で、この制度の導入によって教師の業務や勤務が縮減するものではないことを認め、制度導入の目的は夏休み等における休日のまとも取りだとししました。しかし、夏休みといえども学校は閑散期とは言えず、また、制度を導入しなくても休日のまとも取りは可能です。

さらに、労働基準法は、この制度導入が労働条件の重大な変更であることから、書面による労使協定の締結と労働基準監督署への届け出を必須としています。そのような制度を、労働基本権を制約された公立学校の教員に対し、条例によって導入できるとしたことは、労働法の大原則を壊す重大な問題です。

今、学校には「教材研究ができず子供たちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」など、教職員の悲痛な声があふれています。長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の充実や教職員定数の抜本的改善によって人をふやし、1人当たりの業務量を縮減することが不可欠です。

つきましては、教職員の命と健康を守り、行き届いた教育を進めるため、下記事項について、秋田県及び秋田県教育委員会に対して意見書を提出してくださるよう陳情します。

記

- 1 公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入するための条例を制定しないこと。

給食副食費助成の実施と保育士の処遇改善について

令和2年2月13日受理

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。その一方で、3歳以上児の給食副食費が新たに保護者負担となりました。保護者負担軽減のために秋田県は副食費助成事業を創設し、それを受けて、さらに市町村単独で上乘せし、所得制限なしの副食費全額助成を実施している市町村が多く生まれています。

乳幼児期の給食は、成長・発達をはぐくむ大切な柱であり、子供格差を広げないために、本来、国が責任を持つものです。

幼児教育・保育の無償化の一方、近年、保育士確保の困難さがますます広がり、保育現場の労働の厳しさが増えています。

東京都と秋田県の最低賃金時間給、保育士賃金格差は広がる一方で、平成30年賃金構造基本統計調査では、東京都と秋田県の保育士平均は、年収見込みで111万円の差が出ています。

子供と楽しく保育をしたいが、仕事の多様化と忙しさが増えています。秋田市で働く保育士の確保、定着に向けた施策の拡充、創設が強く求められています。

つきましては、下記事項の実現について陳情いたします。

記

- 1 秋田市は、子育て家庭の経済的負担軽減のために、第1子、第2子以降保育料無償化事業を推進しており、今後ますます0歳から2歳児に係る無償化の家庭がふえていくと思われることから、少なくともこれらの家庭が無償化を継続できるよう、給食副食費助成を実施すること。
- 2 秋田市で働く保育士の確保と定着のために、現在進めている保育士・保育所支援センター、奨学金返還助成事業、アンダー40正社員化促進事業、障がい児保育に係る補助金等を拡充するとともに、新たな秋田市独自の保育士確保、処遇改善施策を創設すること。

保育所職員の配置基準の改善に関する意見書の提出について

令和2年2月13日受理

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、規制緩和とともに多様な保育所経営が広がっています。保育の現場は年々厳しさを増し、職員の疲労が広がり、保育士確保が難しい状況にあります。保育の質が大切と言われていますが、保育士が足りない現状です。現行の職員配置基準では、一人一人の子供と向き合うことが極めて困難であり、特に1歳児6人の子供に対し、1人の保育士配置は実態に合わず、かといって国の職員配置基準以上に職員を配置すれば、給与水準を下げざるを得ないという悪循環にあります。

私たちは、国の職員配置基準の改善なしには、保育士が働きやすく、子供とのふれあいを広げることなどの処遇改善が進まないと実感しています。

すべての子供に質の高い保育を保障するためには、職員増員等について、国が責任を持って職員配置基準を改善すべきです。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 子ども・子育て支援新制度に当たり、質の改善として1歳児5人に対し保育士1人という改善が明記されたものの実施されていないことから、実施について徹底するとともに、良好な保育環境を整備するため、職員配置基準のさらなる改善を図ること。

あきた芸術劇場中ホールへの反響板の常設について

令和2年2月17日受理

建設に着手した県・市連携文化施設、あきた芸術劇場における中ホール（舞台芸術型ホール（約800席））は、演劇等に特化した特殊なホールであり、反響板（音響反射板）を設置しない方針と判明しました。

このままでは、マイクを使用しない学校教育の諸活動や合唱・器楽演奏には極めて不都合であり、演奏会場としても使えないことから、多くの芸術分野で満足するよう、反響板を有する多目的ホールにすべきです。

一方で、移動式の音響反射板、いわゆるつい立て式で対応するといった報道もありますが、つい立て式では垂直方向の音に対応できずに水平方向の音を客席に届けるだけであり、音のエネルギーの半分以上はステージ天井裏の巨大空間に吸い込まれ、効果は期待できません。常設の反響板は、建設中のあきた芸術劇場大ホールを初め、全国の多目的ホールに設置されております。

つきましては、あきた芸術劇場中ホールを、一般的で利便性にたけた多目的ホールとし、多くの分野の県民が舞台を利用できるように、反響板を常設していただくよう陳情します。